

丹農振 1091 号の36  
令和 7 年 2 月 18 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

丹波市長 林 時彦

市町村名 (市町村コード)	丹波市 ( 28223 )
地域名 (地域内農業集落名)	市島町上牧 ( 牧南 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 6 月 17 日 ( 第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

- ・当地区についても農村全般の悩みと同じく、農業に携わる若者がいなく、また、現状をなんとか維持している農家も新たな農業機械を導入するだけの余力がない。
- ・防護柵は山際に設置してあり細かな見回り点検を行なっているが、被害が絶えない。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

【該当する項目に□を記載】

- ①当地区は水稻を主に、農地の集積・集約化を進める。
- ②当地区は水稻を主に、特産の丹波大納言小豆、黒大豆等を拡大し、農地の集積・集約化を進める。
- ③地区内外の認定農業者・集落営農組織等に農地の集積・集約化を進める。
- ④新規就農者を積極的に受け入れる体制作りを進める。
- ⑤農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。
- ⑥施設、果樹等の高収益作物の導入を進める。
- ⑦農業を担う者への農地の再配分を進めることができるように、必要な条件整備を実施する。
- ⑧地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。
- ⑨多面的機能が維持できる農地管理を行う。(放棄田発生防止)
- ⑩その他( 地域全体で農作業の手伝い等、農地を管理していく。 )

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	10.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	10.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

【該当する項目に□を記載】

- ①農業振興地域農用地区域内の農地(農振農用地)及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域のみと位置づける。
- ②上記、農地を農業上の利用が行われる区域と、林地周辺等にある農地は保全・林地化・放牧・鳥獣緩衝地帯等を行う区域とに位置づける。
- ③その他( )

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

- 【該当する項目に□を記載】
- ①農地中間管理機構(農地バンク)を活用して、認定農業者や新規就農者等(担い手)を中心に集積・集約化を進める。  
 ②その他( )

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

- 【該当する項目に□を記載】
- ①農地中間管理機構を活用して、担い手の経営意向をくみ取り、段階的に集積・集約化を進める。  
 ②その他( )

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

- 【該当する項目に□を記載】
- ①地域のニーズを踏まえ、農地管理の効率化を図るためパイプライン等の基盤整備事業を進める。  
 ②担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を( )年度までに実施する。  
 ③現在、基盤整備事業は考えていない。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- 【該当する項目に□を記載】
- ①関係機関と連携し、地域内外から多様な経営体を募集する。  
 ②農地の貸し借り、斡旋等の相談から定着までを行う機能を構築する。  
 ③その他( )

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

- 【該当する項目に□を記載】
- ①水稻栽培に関しては設備投資を抑えるため、地区内の営農組織に依頼する。  
 ②水稻以外の農作業の効率化を図るため、農業支援サービス事業体へ作業委託する。  
 ③遊休農地の発生を防止するため、作業遅れ等発生する場合は極力農業支援サービス事業体へ作業委託する。  
 ④その他( )

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

#### 【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣防護柵は、春から秋にかけて1ヶ月に1回7人一組で点検しているが、今度は更に市の鳥獣防護柵補助事業により防護策を強化していく。  
 ②有機農業に取組んでいる新規就農者が農地を管理している。  
 ⑦明坂ファーマーズという営農グループが農地を管理している。